会議録要旨

会 議 名	恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会(部会D) 第1回作業部会
日時・場所	平成24年6月28日(木)市役所4階402会議室
会議参加者	部会員 小山副委員長、鎌倉委員、松尾委員、大水委員 事務局 吉田次長、広中主査 傍聴者 なし

〇開会(司会:吉田次長)

第1回D部会をはじめます。少人数の部会ですので進行は事務局で行わせていただきます。 はじめに事務局から本日の進行等の説明をお願いします。

○会議の説明

他の部会同様部会の開催は3回を予定しています。1回目は、市民委員会での意見交換を基に、項目ごとに自由に議論していただき、2回目にはそれらからキーワードとなる規定事項を決めていただき、3回目には規定内容まで考えていきたいと考えています。情報公開の部分は、議論する項目が限定されているため、2回で終わってしまうことも考えられますが、時間をかけて議論していただきたいと思います。

今日のレジュメに4項目挙げています。1つ目の「情報公開」は、行政情報の公開を念頭に置いています。他市の多くは「別に条例で定めるところにより」と規定し、情報公開条例で規律するよう委任しています。2つ目は、「情報提供」ですが、市によっては広報やホームページと具体的な媒体を書いているところがあります。また、説明責任を情報提供の中に盛り込む必要があるかという委員長メモの記載があります。3つ目の「情報共有」は、情報共有の手段として情報公開や情報提供があるので、情報共有として抜き出してどのようなことを書くのか、または書く必要があるのかを考えていただくことになります。4つ目の「個人情報保護」ですが、個人情報保護条例がありますので、具体的にはその条例に委任する形をとることになると思いますが、基本条例の中で個人情報保護について書き及ぶことはどのようなことなのか考えていただくことになると思います。

- (司会) 進め方については、レジュメの順番に進行したいと思います。それでは1つ目の情報公開 について自由な意見交換をお願いします。
- (委員) 恵庭市が情報を市民に出すのは、最初に掲示板による公告、次に記者発表だと思います。 広報は遅くなってしまうので、新聞をとっていない人にも早く情報が伝わるようホームペー ジなどいろいろな手段を使って情報を伝達する必要があると思います。

行政情報の公開は、できるだけ早い時期にしてほしいと思います。古い情報をいつまでも ホームページに掲載していたり、誤った情報を修正していないのは不適切だと思います。

- (委員) 基本的には、ホームページで提供している情報を一定期間経ったら掲載を中止するとか そういう管理はどこがやっていますか。
- (事務局) ホームページに掲載している情報は、提供している課が直接管理しています。アップするのにあたっては、一定の条件をクリアしているか広報が審査しますが、その後の管理につ

いては原課が行います。ホームページに掲載する情報は、掲載期間を予め設定できますので、 そのように設定している場合は、その期間経過後に自動で掲載が中止されます。

- (委員) 情報公開をこまめに早めにするということは大事だが、募集期間が過ぎた公募委員の募集 をいつまでも載せている状況などがあり、掲載情報をどう管理するかという課題はあって、 市役所内部の管理体制についても考えていただきたいと思います。
- (事務局) ホームページについては、見づらい、検索しづらいなどのご批判を多く受けておりますが、現在、恵庭市を含む自治体のほとんどが、コンテンツ・マネジメント・システム、CMSというシステムを使ってホームページを管理しています。これは、HTMLの言語を使ってホームページを作ったり、専用のホームページ作成ソフトを使ったりしなくても、ワープロソフトを使うことができる人なら誰でも使え、統一的なコンテンツを作り管理するソフトですからその機能をきちんと使えば公開期限なども容易に設定できるのですが、現実にアップすることだけに意識が行って、管理がおろそかになっているのかもしれません。
- (委員) 情報はできるだけ早く出すということと、出した情報は適切に管理し、不適切な状態に ならないようにしてほしいというものです。
- (委員) 特に外に出す情報については、期限の問題もあるし内容についても一元して管理する体制が必要なのではないでしょうか。民間の場合、広報担当が権限をもって管理をしています。
- (司会) ホームページについては、来年5月に全面的にリニューアルする予定です。
- (委員) 恵庭市のホームページはなかなか情報にたどり着けず、非常に煩雑です。行政の側に立って作り込んでいるためで、市民が利用する立場で作ってほしい。ホームページの管理もひとつの例だが、恵庭市の場合、権限を持って管理する組織の力が弱い。この基本条例を作るにあたって、職員の意識を高め、組織としての指示命令系をはっきりさせないとならないと思います。
- (委員) 市民が見ておかしいことに気づくというのは避けるべきで、どこかの部署が権限を持って 管理してもらいたい。
- (委員) ホームページについては、市では管理する意識が薄いと思います。メンテナンスする意識が希薄で、ホームページに限らず、発信・提供する情報は正確に出さないとならないと思います。他市の規定では「迅速に」「適時」などとしていますが、恵庭市の問題として正確でない情報を発信しているというのであれば、「正確に」と規定しても良いのかもしれません。
- (事務局) ホームページ固有の問題かもしれません。1年前の広報に掲載されている情報が1年前の情報であっても当たり前ですが、ホームページは常に「今」の情報を出してなければなりません。
- (委員) メンテナンスということです。だから情報公開というのはこわい。きちんと正確に常にメンテナンスされていなければならない。
- (委員) 恵庭市では、ホームページにどの程度アクセス数があるか把握していますか。

- (司会) アクセス数については把握しています。
- (委員) 各ページの最下段にそのページの担当課が出ていますので、そこに問い合わせしてもらうことになっています。
- (委員) ホームページを見た人と担当課で直接やりとりをするということで、そのことは他では 共有されないということですね。
- (司会) 広報については、広報モニター制度を始めました。ホームページについても同じようなことができれば良いのかもしれません。
- (委員) その広報モニター制度で出てきた意見などで改善されたことがあれば、それを公開して お知らせすべきではないでしょうか。
- (司会) そうですね。すでに広報モニターからの意見を基に改善したものもあります。そういった ことも考えてみたいと思います。
- (委員) 個人は特定できなくても私がホームページを見ているというのは記録されてしまいます。 サイトによっては「あなたは〇回目の訪問です」と表示してくるところもあります。そこまで 必要なのかと疑問に思います。
- (事務局) インターネットの仕組みとして I Pアドレスを含めてリクエスト送信しないとサイトの 閲覧ができないのですが、個人までは特定されないので仕方がないことなのかもしれません。
- (委員) インターネットの話ばかりになってしまいましたが、市の情報ばかりでなく、市民が持っている情報も行政に提供するという仕組みがあっても良いのではないでしょうか。情報共有ということを考えるとそういうこともあって良いのではないでしょうか。
- (委員) 「情報共有」のところでお話しようと思っていましたが、「共有」の概念をどう考えるか。 基本は、行政が保有する情報を市民と共有することだと思いますが、市民と協働によるまちづくりですから、市民と行政が対等であるとか、情報を共有しているとか、責任を共有するということなどが前提として必要だと思っています。そのため、情報の共有を条例でどう書くか。 市民が持っている地域にとって有用な情報について行政にどう提供してもらうか。市民からもらう情報はどのレベルなのか考えないと、個人の利害関係に基づく情報などは行政に寄せられても困るだろうし、共有といってもどこまでの情報をいうのか考えなければならないと思います

例えば、恵庭駅西口の再開発に係る情報について、現在市が持っている情報のすべては公開されておらず、大部分はシークレットにされている。情報の公開の部分と共有の部分については悩ましい問題が残ると思います。

(事務局) 情報公開条例の中では、情報の非公開事由に行政運営情報の意思形成過程情報というの があります。行政としての意思が確定する前のものについて、公開することによって支障が

- 生じるおそれがあるものについては公開しないという取扱いがあります。そういう取扱いがあるため、途中経過のものについてはなかなか出てこないのかもしれません。
- (委員) 広報で今年の予算の説明をしていましたが、区画整理に関する予算については激増としか表示されておらず、その説明がありませんでした。誰が見ても大きく変化している部分なのに説明していないのは問題だと思っています。
- (委員) 一般市民は、行政運営上の意思形成過程なんて分かりません。そういったことを説明責任 も関係しますが、どういった情報を公開しますということをある程度最大公約数的に分かるような形になっていれば良いと思います。
- (事務局) 情報公開条例の精神は、恵庭市が保有する情報は全部出すというものです。個人情報に 代表されるように、条例で非公開とされた事項に限り公開しないという作りになっています。
- (司会) 過去の情報については、そのとおりなのですが、今動いている情報については、ある程度 行政側が裁量を持って判断しているかもしれません。
- (委員) 恵庭市の情報公開条例で、出資法人や指定管理者の情報公開について規定があるようですが、毎年1度くらいは指定管理制度によってどれだけサービスが向上し、コストが削減されたかを検証し、公開してもらいたいと思います。図書館の窓口業務委託では、それまで働いていた職員はどこに行ったのでしょうか。
- (委員) もともと窓口業務をしていた職員は非正規職員でしたので、希望する人は委託先に再就職 したと思います。しかし、いずれにしても窓口の対応が変わり、市民にとっては大変良かった と思います。
- (事務局) 他市の規定を見てみると、情報公開については、札幌市の規定ぶりがオーソドックスで標準的なのではないかと思います。「市が保有する公文書を」と特定する必要はないように思いますが、「情報を公開する」と規定すれば良いのではないでしょうか。
- (委員) しかし、「適正に」と書かれています。適正というのはどういうことをいうのかとなって しまうのではないでしょうか。
- (事務局) 情報公開の取扱いの考え方から、公開したら市にとってまずいので公開しないといった 運用をしないということなのではないかと考えられます。
- (委員) それでは逆に、これこれは非公開としますと書いてもらった方が分かり易い。
- (事務局) そうですね。情報公開条例では非公開とするものを掲げていますので、基本条例で「別に に条例で定めるところにより」と書けば、そういう意味を持たせることになります。
- (委員) 恵庭市の情報公開条例でもそのようになっていますか。
- (事務局) 恵庭市情報公開条例第10条にそのように規定しています。第1号から第7号までに掲げられているものを除き、すべて公開しなければならない取扱いです。

- (委員) それではこの規定によって非公開となるものというのはどの程度ありますか。
- (事務局) まずは個人情報です。個人情報に該当する部分は公開しません。個人情報以外の事由で 公開しないこととしたものはほとんどないと思います。行政運営情報はごくまれにあるかもし れません。
- (委員) 情報公開条例で公開するのは公文書だけのようですが、基本条例でいう情報公開も公文書 に限っているのでしょうか。情報公開と情報提供の区分けが分かりませんでしたが、情報公開 は公文書限定で、情報提供はもっと広範と考えて良いでしょうか。
- (司会) 一般的な意味では、情報提供は能動的あるいは積極的に情報を出すということでしょうか。
- (委員) 役所の仕事で上司に押印をもらう文書は公文書ですね。
- (事務局) 公文書です。公文書の範囲については、独自に定めている自治体もありますが、裁判になったりもしています。最も広く公文書を捉えている場合は、担当者のメモも公文書としています。業務で作成し組織として利用している文書であれば、決裁したかどうかは関係なく公文書としています。恵庭市では、文書管理規程で、収受をし決裁したものを公文書と定義し、その管理について規定していますが、公文書公開制度で対象としている公文書は、実際の恵庭市での運用は広い意味の公文書としています。市が組織的に使用している文書は、決裁処理の有無に関わらず公文書としてますが、メモまでになると存在が分かりません。
- (委員) 情報公開条例の第5条にあるように、何人でも恵庭市の公文書の公開を請求できることになっており、そういう意味では恵庭市は懐が深い。
- (委員) それでは情報公開と情報提供は分けて条例に書くということになるでしょうか。
- (事務局) 項目として分けて記載しただけですので、一緒に書いても構わないと思います。
- (委員) 情報については、性善説でどんどん出すという考えもあるでしょうが、悪用するために 情報を取得しようとする者も現実にいると思いますので、その辺をどうしたら良いか。
- (事務局) それであれば、基本条例で個人情報保護にも触れておくということになるでしょうか。
- (委員) そうですね。しかし、個人情報保護の適用については、行政は非常に神経質に取り扱って、例えば孤独死の防止などでも個人情報保護の名の下にすべてシャットアウトされてしまっています。問題は、個人情報は守らなければなりませんが、地域の繋がりが希薄になっていて、民生委員のほか町内会などでも必要があれば地域の情報については提供してほしいので、その兼ね合いが悩ましい。
- (事務局) 民生委員は、非常勤の特別職の公務員で守秘義務もあるため、市でもほとんどの情報を 提供していると思いますが、民生委員が大変なのは、その情報を町内会に提供できないという ことだと思います。
- (委員) そのとおり、民生・児童委員に聞いても教えられないということになっており、矛盾した

状況になっていると思う。独居の人がどうしているかなど、地域で分からないという状況になっています。

- (委員) どこの自治体を見ても個人情報の保護を基本条例に規定しており、やはり恵庭市でも触れないわけにはいかないと思います。しかし、個人情報保護条例の項目をすべて書くようなこともできませんし、大前提だけを書くということになるでしょうか。
- (事務局) これまでのご意見を踏まえて、ホームページを念頭に置いてはいますが、市が提供する情報については、適正に管理するということを盛り込むべきなのではないかと思いましたが、それについてはどうでしょうか。情報提供について、提供しっぱなしではなく、その先の管理について書き及ぶようにしたらよいのかと思いました。
- (委員) 情報提供や情報共有は何になるかというと、まちづくりということに戻っていくと思います。
- (委員) 反対に、市民は情報の提供を受けてまちづくりに活かさなければならないということでしょうか。
- (委員) そのとおりで、行政だけでなく、市民と行政が協働でまちづくりをするということに戻っていくと思います。他でもやっているからこの条例を作るというのではなく、恵庭市ではもっと良いまちをつくるために基本条例を作ると考えたい。
- (委員) 市も情報を発信し、市民も積極的に情報を取得して、一緒にまちづくりをするというイメージでしょうか。
- (委員) 行政が呼びかけて市民が応じるというのが今までのスタイルでしたが、双方から、ある場合は市民側から呼びかけて一緒にやる。そのために、情報の共有をし、対等の立場でやるというのが理想。そうすることがどこで決まっているかと言えば、まちづくり基本条例に書いてあるとなれば良いでしょう。行政も市民も安心して活動できるための条例であることを希望します。
- (委員) 知恵ネットももっと活用されるよう希望します。
- (委員) 知恵ネットは、将来は行政から離れてやっていくことを目指しています。
- (委員) 市のホームページのトップページにあるイベントカレンダーが知恵ネットのカレンダーに なっていますが、場所が分かりづらく、改善しなければなならないと思っています。
- (委員) 私は、行政内部で情報の共有がされているのかと疑問に思っています。尋ねたことに対して「担当者がいない」という回答が多い。
- (委員) 恵庭ではそのように「担当者がいない」と言われることが多い。その担当者は役職に就いていない本当の担当者で、その上司がいるのに分からないというのはどうだろう。
- (委員) 職員には全員にパソコンが当たっているわけですから、その課で必要としている情報は、

 曾	簡単に共有できると思いますので、是非そうしてください。
 (委員)	朝5分程度で構わないので、職場でミーティグをし、どんな仕事をやっているかくらいは
 	è員で共有するようにしたら良いでしょう。以前はやっていたようですが、今はどうなので
 L	ノよう。
 (委員)	やるべきだと思います。
 ·····································	
 (委員)	これまでの意見交換の内容で、レジュメにある4項目は考えれば良いかと思います。
 (事務局)	
 (4/3/19)	この
 (委員)	説明責任という言葉も分かったような分からないような言葉ですね。市民が説明責任を
 II.	Eしく理解できるように解説する必要があると思います。
 (委員)	「市は」ということで良いでしょうか。市長の責務に説明責任を規定しているところもあ
 Z	うようです。
 (委員)	市長のところに書くと、説明責任は市長が果たせば良いということにならないか懸念しま
 す	「。そういうことにならないようにここに書くということも考えられます。
 (委員)	江別市のように書くのはどうでしょう。
 (司会)	
 	されては自己のに出していただいた場合です。プログラムとの、たたご日を事務局で作う。
 	本日はありがとうございました。